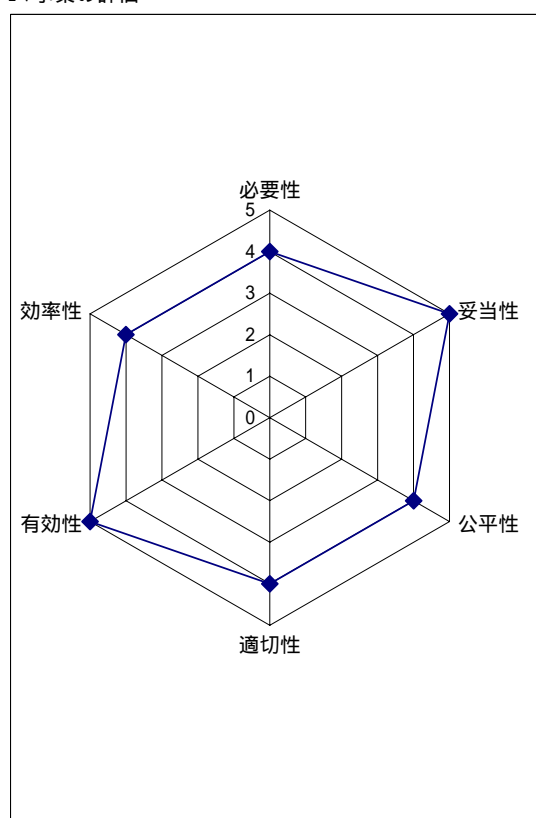


事務事業名	市道整備事業	担当部局	市長部局 都市建設部
基本目標	美しいゆとりある快適環境と景観づくり(環境・都市基盤)	担当課名	土木課
施策体系	安全で快適な暮らしづくり(生活道路整備)	担当係名	管理係
施策	身近な道路の整備を進める		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	市道を整備することにより、交通の利便性の向上が図られる。 舗装要望箇所を年次計画により整備する。		
事業の期間(開始/終了)	99年 99月/	99年 99月	
根拠法令、条例、規則など	道路法		
事業が対象としている人(モノ)	市道道路用地	市道道路舗装	
具体的な活動内容	用地測量, 物件移転調査の委託		
	用地買収, 物件補償		
	舗装工事		
事業の成果	目標を越える実績を上げることができ、住民の利便が図られた。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い
	未舗装延長が330kmあり、依然必要性は高い。
妥当性	5 行政以外にはできない事業である
	生活道路として地元からの要望に基づき、年次計画により実施している。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している
	地元からの要望により実施しているが、4m以上に拡幅できない路線は地元負担金も公平性の観点から妥当と思われる。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない
	地元負担については、当市財政事情から妥当である。
有効性	5 目標以上の達成度である
	未舗装の道路を少なくするうえでは有効である。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている)
	予算の範囲内により、人員が削減されている中で現状を維持しており効率性は徐々に高まっている。

総合評価	重要性が高いため、更なる工夫により効率性を上げる必要がある。
------	--------------------------------

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	市道整備事業は、舗装新設基準(幅員4m未満, 工事費一部寄付)に基づき、必要性及び緊急性を勘案し、年次計画により整備する。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	予算の範囲内及び舗装新設基準に基づき、年次計画により進める。			